

平成25年6月7日

株 主 各 位

第147回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

マツダ株式会社

目 次

1. 事業報告

会計監査人の状況 . . . 1頁

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する取締役会決議の概要 . . . 2頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 . . . 5頁

連結注記表 . . . 6頁

3. 計算書類

個別注記表 . . . 14頁

上記事項は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mazda.co.jp/corporate/investors/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	206 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
計	206

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 281 百万円

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモーターマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターヨーロッパGmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN. V.、マツダモーターズ（ドイツランド）GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリアPty. Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する 取締役会決議の概要

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ② 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ③ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ③ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

(4) 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ② マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。
- ③ コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。

- ④ マツダ企業倫理行動規範の解釈・内容に関する迷いや疑問、マツダ企業倫理行動規範への抵触に関する疑問がある場合は、先ず上司に相談し、それでも解決されない場合はコンプライアンスを全社的に総括する部門に相談する。
 - ⑤ 従業員が法令違反の事実を知ったときは、直ちに上司に報告する。当該従業員が、上司に報告することによっては問題が解決しないと判断したときは、速やかにマツダ・グローバル・ホットラインに通報する。マツダ・グローバル・ホットラインは、コンプライアンスを全社的に総括する部門及び第三者機関（弁護士）に設置し、法令違反の事実を通報した人や調査に協力した人に対する報復や不利益取扱をしない。
- (5) **株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当企業集団の業務の適正を確保するため、社内規程に基づく連携と統制、リスク管理体制・コンプライアンス体制等のグループ会社への展開、グループ会社監査の実施、当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を通じた監査役間の連携等を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の職務を補助する組織を設置し、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。
- (7) **上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役の職務を補助する組織の所属従業員の人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - ② 取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告する。
 - ③ コンプライアンスを全社的に総括する部門は、マツダ・グローバル・ホットラインへの通報の状況等について定期的に監査役に報告する。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行う。
 - ② 常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。
 - ③ 監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。

- ④ 監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ⑤ 当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的を開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当企業集団は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。また、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	258,957	242,649	△88,715	△2,190	410,701
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			34,304		34,304
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
土地再評価差額金の取崩			7,543		7,543
連結範囲の変動			569		569
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	42,416	△2	42,414
当 期 末 残 高	258,957	242,649	△46,299	△2,192	453,115

	その他の包括利益累計額						新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	在外子会社 年 金 調 整 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△160	△3,529	143,108	△76,833	△4,433	58,153	259	5,316	474,429
連結会計年度中の変動額									
当 期 純 利 益									34,304
自 己 株 式 の 取 得									△2
土地再評価差額金の取崩									7,543
連結範囲の変動									569
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	569	△11,535	△7,543	4,633	△1,080	△14,956	△253	11,592	△3,617
連結会計年度中の変動額合計	569	△11,535	△7,543	4,633	△1,080	△14,956	△253	11,592	38,797
当 期 末 残 高	409	△15,064	135,565	△72,200	△5,513	43,197	6	16,908	513,226

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

56社

(2) 主要な連結子会社の名称

マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN. V.、マツダモーターズ（ドイツランド） GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリアPty. Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダパワートレインマニユファクチャリング（タイランド） Co., Ltd.、(株)関東マツダ、東海マツダ販売(株)、(株)関西マツダ、(株)九州マツダ、(株)マツダオートザム、マツダパーツ(株)、倉敷化工(株)、マロックス(株)、マツダ中販(株)、マツダモーターインターナショナル(株) ほか

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、重要性が増したロジスティクスアライアンス（タイランド） Co., Ltd. 及び倉敷化工（大連）有限公司、並びに新たに設立したマツダマレーシアSdn. Bhd. 及びマツダパワートレインマニユファクチャリング（タイランド） Co., Ltd. を連結の範囲に含めております。また、保有株式の売却によりトーヨーエイトック(株)及びマイクロテクノ(株)、第三者割当増資に伴う議決権比率の低下によりマツダモーターマニユファクチャリングロシア, 000から商号変更したマツダソラーズマヌファクトゥリングルースLLC、並びに会社清算したマツダアメリカリアルエステートLLCを連結の範囲から除外しております。

(4) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

(株)マツダレンタカー関東等の連結の範囲に含めていない非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

15社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

オートアライアンスインターナショナル, Inc.、オートアライアンス（タイランド） Co., Ltd.、長安マツダ汽車有限公司、長安フォードマツダエンジン有限公司、一汽マツダ汽車販売有限公司、マツダソラーズマヌファクトゥリングルースLLC、トーヨーエイトック(株)、SMMオートファイナンス(株) ほか

- (3) 持分法適用の範囲の変更 当連結会計年度において、保有株式の一部売却により議決権比率が低下したトーヨーエイテック㈱及び新たな合弁会社としてマツダソーラーズマヌファクトゥリングルースLLCを持分法適用の範囲に含めております。また、従来持分法適用の範囲に含めていました長安フォードマツダ汽車有限公司は2社に存続分立されたため、うち1社を新たな合弁会社長安マツダ汽車有限公司として持分法適用の範囲に含めております。
- (4) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由 ㈱広島東洋カーブ等の持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターロシア,000、マツダモトールドブラジルLtda.、ロジスティクスアライアンス（タイランド）Co.,Ltd.、倉敷化工（大連）有限公司、マツダマレーシアSdn. Bhd.、及びマツダパワートレインマヌファクチャリング（タイランド）Co.,Ltd.の14社であり、決算日はいずれも12月31日であります。
- マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールドブラジルLtda.、ロジスティクスアライアンス（タイランド）Co.,Ltd.、倉敷化工（大連）有限公司、マツダマレーシアSdn. Bhd.及びマツダパワートレインマヌファクチャリング（タイランド）Co.,Ltd.の7社については、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。
- コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダモトールデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS. A. de C. V.、及びマツダモーターロシア,000の7社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用しております。

- として13年)による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤関係会社事業損失引当金 関係会社等の事業の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- ⑥環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ②連結納税制度の適用 当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は、軽微であります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社の有形固定資産の耐用年数及び残存価額については、従来、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、耐用年数については、モノ造り革新におけるフレキシブル生産構想のもとで生産されるSKYACTIV搭載新世代商品の導入により、生産設備の汎用性が一層高まったこと及びこれらに関連する生産設備投資が増加したことを契機に、機械装置、工具、器具及び備品の使用実態を調査いたしました。その結果、一部を除き従来の耐用年数よりも長期に使用可能であることが判明しましたので、当連結会計年度よりこれらの耐用年数を見直しております。また、残存価額については、耐用年数到来時に備忘価額となるよう見直しております。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益は5,114百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ5,269百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1.	たな卸資産		
	商品及び製品	204,189	百万円
	仕掛品	51,276	百万円
	原材料及び貯蔵品	10,222	百万円
2.	有形固定資産の減価償却累計額	1,106,700	百万円
3.	担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務		
(1)	担保に供している資産（期末帳簿価額）		
	建物及び構築物	61,779	百万円
	機械装置及び運搬具	82,083	百万円
	工具、器具及び備品	8,399	百万円
	土地	253,893	百万円
	たな卸資産	72,538	百万円
	その他	91,150	百万円
	計	569,842	百万円
(2)	担保権によって担保されている債務		
	短期借入金	36,631	百万円
	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）	93,605	百万円
	社債（1年内償還予定の社債を含む。）	650	百万円
	計	130,886	百万円
4.	保証債務等		
	金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等		
	オートアライアンス（タイランド）CO.,Ltd.	15,949	百万円
	㈱神戸マツダ	1,133	百万円
	㈱和歌山マツダ	250	百万円
	青森マツダ自動車㈱	110	百万円
	その他	668	百万円
	計	18,110	百万円
5.	当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
	再評価を行った年月日	平成13年3月31日	
	同法律第3条第3項に定める再評価の方法		
	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。		
	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額	96,596	百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 国庫補助金

国庫補助金2,746百万円は、当社及び連結子会社の製造設備導入に伴う低炭素型雇用創出産業立地推進事業費などの補助金であります。

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用1,212百万円は、構造改革に伴い発生した海外連結子会社における退職費用であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,999,377,399株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成20年6月25日定時株主総会決議

新株予約権の数 210個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 210,000株

平成24年6月27日において、新株予約権者の同意を得て当該権利の一部を無償で取得し、消却しております。なお、消却した新株予約権の数は1,802個で、消却した新株予約権の目的となる株式の数は1,802,000株であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業集団は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規定に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建て営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建て営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	301,133	301,133	—
(2) 受取手形及び売掛金(*1)	171,562	171,560	△2
(3) 有価証券			
その他有価証券	144,871	144,871	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	6,884	6,884	—
(5) 長期貸付金(*2)	3,189	3,189	—
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	279,642	279,642	—
(2) 未払金	22,146	22,146	—
(3) 短期借入金	97,833	97,833	—
(4) 社債	50,650	51,130	480
(5) 長期借入金	564,633	579,137	14,504
(6) リース債務	5,867	5,903	36
デリバティブ取引(*3)	(39,965)	(39,965)	—

(*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 208百万円）を控除して表示しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 2,561百万円）を控除して表示しております。また連結貸借対照表では流動資産のその他に含まれている、1年以内に償還される長期貸付金（連結貸借対照表計上額 198百万円）も含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示しております。

（注）1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券

有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

当企業集団の長期貸付金は変動金利建てであり、短期間で市場金利を反映すること、並びに貸付先の信用状態が実行後大きく変化していないことから、当該帳簿価額によっております。また貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当企業集団の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金、及び (6) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております（下記「デリバティブ取引」参照）。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、期末の先物為替相場により算定しております。金利スワップのうち原則的処理方法によるヘッジ会計を適用しているものは、取引金融機関等から提示された価格等により時価を算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「負債(5) 長期借入金」参照）。

(注2) その他有価証券に含まれる非上場株式（連結貸借対照表計上額 2,928 百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額 110,994 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券」及び「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	166円04銭
1 株当たり当期純利益	11円48銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ①有 価 証 券 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価基準によっております。
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法に基づく原価基準によっております。
- ②デリバティブ取引 主として時価法によっております。
- ③た な 卸 資 産 総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- ①有 形 固 定 資 産 定額法によっております。
（リース資産を除く） なお、耐用年数については、見積耐用年数とし、残存価額については、耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。
- ②無 形 固 定 資 産 ソフトウエアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
（リース資産を除く）
- ③リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

3. 引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。
- ②投 資 損 失 引 当 金 投資有価証券、関係会社株式等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。
- ③製 品 保 証 引 当 金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。

- ④退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものです。従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（12年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（13年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。
- ⑥環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①ヘッジ会計の処理方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- ②消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。
- ③連結納税制度の適用 当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「為替予約」（前事業年度10,067百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社の有形固定資産の耐用年数及び残存価額については、従来、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、耐用年数については、モノ造り革新におけるフレキシブル生産構想のもとで生産されるSKYACTIV搭載新世代商品の導入により、生産設備の汎用性が一層高まったこと及びこれらに関連する生産設備投資が増加したことを契機に、機械装置、工具、器具及び備品の使用実態を調査いたしました。その結果、一部を除き従来の耐用年数よりも長期に使用可能であることが判明しましたので、当事業年度よりこれらの耐用年数を見直しております。また、残存価額については、耐用年数到来時に備忘価額となるよう見直しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益は5,114百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ5,269百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	960,200	百万円
2.	関係会社に対する短期金銭債権	337,941	百万円
3.	関係会社に対する長期金銭債権	3,135	百万円
4.	関係会社に対する短期金銭債務	117,134	百万円
5.	関係会社に対する長期金銭債務	2,399	百万円
6.	担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務		
	①担保に供している資産（期末帳簿価額）		
	建物	37,499	百万円
	構築物	5,023	百万円
	機械及び装置	81,048	百万円
	工具、器具及び備品	8,256	百万円
	土地	163,127	百万円
	計	294,953	百万円
	②担保権によって担保されている債務		
	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	87,544	百万円
7.	元利金の支払請求権の効力が他の債権よりも後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金	1,467	百万円
8.	保証債務等		
	金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等		
	マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N.V.	29,537	百万円
	オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.	15,949	百万円
	東海マツダ販売(株)	5,890	百万円
	マツダモーターオブアメリカ, Inc.	5,390	百万円
	(株)関東マツダ	3,950	百万円
	(株)東北マツダ	3,416	百万円
	(株)九州マツダ	2,400	百万円
	その他	11,988	百万円
	計	78,520	百万円

9. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額

96,596 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	1,366,901 百万円
仕入高	177,453 百万円
販売費及び一般管理費	42,591 百万円
営業取引以外の取引	7,449 百万円

2. 関係会社株式売却益

関係会社株式売却益18,915百万円は、国内関係会社の株式売却によるものであります。

3. 関係会社出資金売却益

関係会社出資金売却益8,738百万円は、海外関係会社の出資者間での出資持分の変更によるものであります。

4. 国庫補助金

国庫補助金2,379百万円は、当社の製造設備導入に伴う低炭素雇用創出産業立地推進事業費補助金であります。

5. 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額 65,905百万円は、海外関係会社に対するものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,178,030 株
------	--------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,250 百万円
未払賞与	5,395 百万円
製品保証引当金	10,689 百万円
関係会社事業損失引当金	29,282 百万円
退職給付引当金	17,029 百万円
減損損失	4,924 百万円
投資有価証券等評価損	53,959 百万円
未払費用等	9,758 百万円
繰延ヘッジ損益	9,027 百万円
繰越欠損金	62,467 百万円
その他	13,773 百万円
繰延税金資産小計	217,553 百万円
評価性引当額	△172,862 百万円
繰延税金資産合計	44,691 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用等	△1,587 百万円
繰延税金資産の純額	43,104 百万円
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金資産	637 百万円
評価性引当額	△637 百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	△75,209 百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△75,209 百万円

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注4)
子会社	マツダモーター インターナショナル 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	211,769	売掛金	11,409
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	481,281	売掛金	94,838
				資金一括管理に よる預入又は貸 付(注2)	78,215	貸付金	98,164
				価格調整金	68,480	未払金	68,480
子会社	マツダオーストラリア Pty. Ltd.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	177,374	売掛金	23,017
子会社	マツダモーター ロジスティクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	借入債務の保証	29,537	保証債務	29,537
子会社	マロックス 株式会社(注5)	所有 直接100%	当社製品の運送 役員の派遣	建物土地の賃借 (注1)	2,416	未収金	4
子会社	マツダモーターマヌファクチャリング デメヒコS.A. de C.V.	所有 直接70%	当社製品の製造 販売 役員の派遣	増資引受	20,781	関係会社 株式	29,309

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件の決定方針については、通常の取引と同様の方法により決定しております。
- (注2) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。
- (注4) 期末残高には消費税等を含めております。
- (注5) 平成25年4月1日付でマロックス株式会社は、社名をマツダロジスティクス株式会社に変更しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

166円65銭

1 株当たり当期純利益

3円72銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。